

8-06. 個人情報の越境移転適法性チェック

対応モデル：GPT-5.1 / Claude 4.5 Sonnet / Gemini 3

難易度・リスク：★★★★ (高リスク - 必ず法務部門と個人情報保護担当者によるレビュー必須)

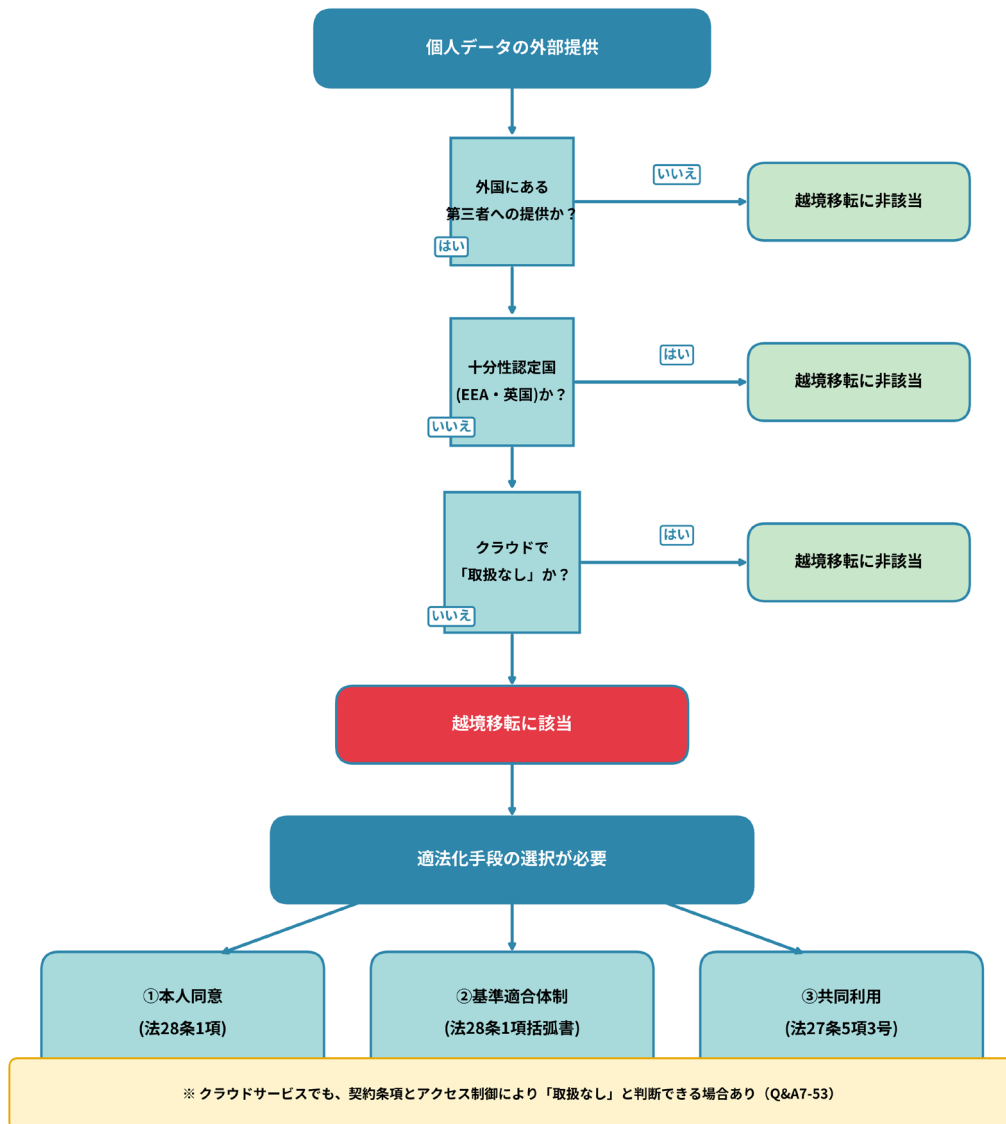
推定時間短縮：1 時間～3 時間

🎯 1. 目的

個人データを外国にある第三者に提供する際の個人情報保護法上の適法性を包括的にチェックし、必要な対応(本人同意の取得・基準適合体制の整備・外的環境の把握)を明確化します。2022 年 4 月施行の改正法で強化された越境移転規制に完全対応し、違反リスクを最小化します。

図 1: 越境移転該当性判断フロー

越境移転該当性判断フロー



2. プロンプト本体(コピペ用)

📄 プロンプト本体(このボックスをコピーして使用)

あなたは個人情報保護法・国際データ移転の専門家です。日本法に基づき、実務で即利用可能な形で出力してください。

【入力情報】

- 提供先の国・地域名：[例：アメリカ(カリフォルニア州)、シンガポール、中国等]

- ・ 提供先企業の名称・業種：[例：XYZ Corp.、クラウドストレージ事業者]
- ・ 提供する個人データの内容：[例：氏名・メールアドレス・購買履歴、従業員情報等]
- ・ 提供の目的・理由：[例：クラウドサービス利用、業務委託、グループ内データ共有等]
- ・ 提供の形態：[例：委託、共同利用、第三者提供、グループ内共有]
- ・ 既存の契約・体制：[例：業務委託契約あり、グループポリシーあり、未締結]
- ・ 本人同意の取得状況：[例：同意取得済み、未取得、プライバシーポリシーに記載のみ]

[不明な項目は「不明」と記載してください]

【処理手順】

- 1) 越境移転該当性の判断(外国にある第三者への提供に該当するか)
- 2) 適用除外の確認(充分性認定国か、委託・共同利用に該当するか)
- 3) 提供の適法性要件の確認(本人同意か、基準適合体制か)
- 4) 本人同意を得る場合の情報提供事項の特定(提供先国名、制度、措置)
- 5) 基準適合体制を整備する場合の要件確認(相当措置、定期確認)
- 6) 外的環境の把握義務の確認(提供先国の法制度・リスク)
- 7) 必要な対応・整備事項の一覧化(契約条項、社内体制、公表事項)

【出力形式】

- ・ 越境移転該当性の判断：該当/非該当の明確な結論と根拠
- ・ 適法化のルート：①本人同意、②基準適合体制、③充分性認定国のいずれか
- ・ 必要な情報提供事項：本人同意を得る場合の具体的な記載例
- ・ 契約条項案：基準適合体制を整備する場合の契約書雛形
- ・ 外的環境の把握結果：提供先国の個人情報保護制度の概要とリスク
- ・ 対応チェックリスト：実施すべき事項と期限の一覧
- ・ リスク評価：法令違反リスク・レピュテーションリスクの評価

【重点観点】

以下の点を必ず検討してください：

- ・ EEA(欧州経済領域)・英国への提供は「外国」に該当しない(充分性認定)
- ・ クラウドサービスでサーバが外国にある場合も越境移転に該当し得る

- ・ 提供先が「個人データを取り扱わない」場合(適切なアクセス制御)は除外
- ・ 法 28 条の本人同意には「外国への提供であること」の明示が必要
- ・ 提供先国の個人情報保護制度の「適切かつ合理的な方法」での把握義務
- ・ 委託・共同利用の場合も第 27 条の第三者提供制限は適用される
- ・ 外国政府によるデータアクセス要求リスク(CLOUD Act、中国サイバーセキュリティ法等)
- ・ 経済安全保障上のリスク(機微な個人データの海外流出)
- ・ APEC の CBPR 認証の活用可能性

【チェックリスト】

出力前に以下を確認してください：

- ☐ 実名・機微情報は含めていないか
- ☐ 条文根拠(法 28 条・法 27 条等)は出典明示されているか
- ☐ 提供先国の法制度は最新情報に基づいているか
- ☐ 本人同意取得時の情報提供事項は網羅的か(法 28 条 2 項・規則 17 条)
- ☐ 基準適合体制の要件は満たされているか(規則 16 条)
- ☐ 外的環境の把握結果は公表事項に反映されているか
- ☐ 経済安全保障上のリスクは評価されているか

【注意事項】

- ・ 本出力は法的判断の代行ではなく、検討材料の提供です
- ・ 必ず人が検証し、組織の承認フローに従ってください
- ・ 越境移転は高リスク業務のため、弁護士・個人情報保護士への相談を推奨
- ・ 提供先国の法制度は変動するため、定期的な再確認が必要です

3. 入力例

- ・ 提供先の国・地域名：アメリカ合衆国(カリフォルニア州)
- ・ 提供先企業の名称・業種：ABC Cloud Services Inc.、クラウドストレージサービス提供事業者
- ・ 提供する個人データの内容：顧客の氏名、メールアドレス、購買履歴、閲覧履歴

- 提供の目的・理由：E コマースサイトの顧客データをクラウドに保存し、マーケティング分析を実施するため
- 提供の形態：業務委託(データ保管・分析サービスの委託)
- 既存の契約・体制：業務委託契約は締結済み。個人データの取扱いに関する特約条項は未整備
- 本人同意の取得状況：プライバシーポリシーに「業務委託先に提供する場合がある」と記載しているが、外国への提供である旨は明示していない

✦ 4. 出力例

【越境移転適法性チェック結果】

■ 越境移転該当性の判断

結論：外国にある第三者への個人データの提供に該当します(個人情報保護法 28 条)。

■ 適法化のルート選択

推奨：ルート②(基準適合体制)を推奨します。継続的なビジネス運用の観点から、個別同意取得よりも安定的です。

■ 外的環境の把握義務

アメリカには包括的な連邦法は存在しませんが、カリフォルニア州には CCPA/CPRA が適用されます。CLOUD Act による政府アクセスリスクがあることから、一定のリスクが存在します。

■ 対応チェックリスト(抜粋)

- ☐ 業務委託契約に「個人データの取扱いに関する特約」を追加
- ☐ プライバシーポリシーを改定し、外国への提供を明記
- ☐ 年 1 回、提供先から個人データ取扱状況報告書を受領

※本分析は法的助言ではありません。最終判断は、弁護士または個人情報保護の専門家にご相談ください。

図 2: 越境移転の適法化手段比較



🔑 5. カスタマイズのポイント

自社向けに調整する場合

- 提供先の国・地域に応じて、外的環境の把握内容を調整(中国：サイバーセキュリティ法・データ安全法、EU：GDPR)
- 自社の業種・取り扱う個人データの性質に応じて、リスク評価基準を設定(金融機関・医療機関はより厳格に)
- 社内の承認フローに応じて、越境移転の事前承認基準を明確化(金額基準、データ量基準、提供先国基準)

業種別の注意点

業種	特記事項
金融・保険	金融庁ガイドラインに準拠。外国への提供は特に厳格な管理が必要。マネーロンダリング対策上、提供先国の法執行機関によるアクセスリスクを評価。
医療・ヘルスケア	要配慮個人情報の越境移転は特に慎重に。提供先国に HIPAA(アメリカ)や GDPR(EU)のような医療情報保護法制があるかを確認。
IT・SaaS	クラウドサービスのデータセンター所在地を顧客に開示する義務。マルチテナント環境でのデータ隔離措置を確認。
製造業	グローバル生産管理システムで従業員情報を各国拠点に共有する場合は共同利用スキームの検討。技術情報と個人情報が混在する場合の切り分けが重要。

図 3: クラウドサービス越境移転判断マトリクス

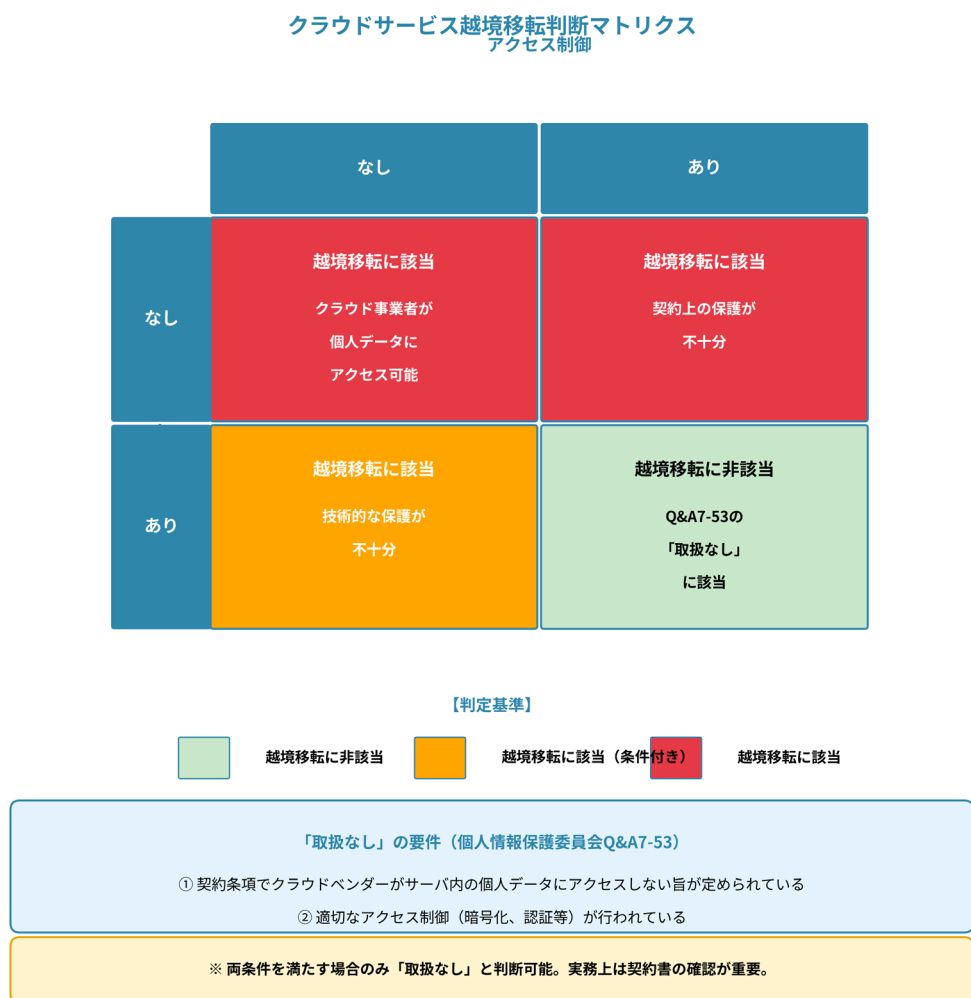


図 4: 業種別リスクレベルと重点対応項目



？ 6. よくある質問

Q1: EU への個人データ提供は越境移転規制の対象ですか？

A: いいえ。EEA(欧州経済領域)および英国は、個人情報保護委員会により「十分性認定」を受けているため、個人情報保護法 28 条の「外国」には該当しません(規則 15 条)。ただし、第 27 条(第三者提供の制限)は適用されるため、本人同意または委託・共同利用の要件は満たす必要があります。

Q2: クラウドサービスでサーバが外国にある場合、必ず越境移転に該当しますか？

A: いいえ。クラウドサービス提供事業者が「個人データを取り扱わない」場合は、越境移転に該当しません(個人情報保護委員会 Q&A7-53)。具体的には、①契約条項でクラウドベンダーがサーバ内の個人データにアクセスしない旨が定められており、②適切なアクセス制

御(暗号化、認証等)が行われている場合です。

Q3: グループ会社間でのデータ共有も越境移転規制の対象ですか？

A: はい。親会社から外国にある子会社へ個人データを提供する場合も、「外国にある第三者への提供」に該当します(個人情報保護委員会 Q&A12-5)。ただし、①共同利用スキーム(法 27 条 5 項 3 号)を利用するか、②基準適合体制を整備すれば、個別の本人同意なしで提供可能です。

7. 関連プロンプト

このプロンプトと併せて使うと効果的：

- **8-03. 利用規約の作成(BtoC) / 8-04. 利用規約の作成(BtoB)** - プライバシーポリシーへの越境移転条項の記載
- **1-02. 業務委託契約書作成支援** - 基準適合体制を整備するための業務委託契約の条項設計
- **2-11. 法改正影響度分析** - 2025 年の 3 年ごと見直し(課徴金制度等)への対応分析

8. 重要な注意事項

必ずお読みください

【法的位置づけ】

- AI 出力は「分析の材料」「検討の視点」を提供するものです
- AI 出力をそのまま法的判断として使用しないでください
- 越境移転は個人情報保護法上の高リスク業務であり、必ず弁護士・個人情報保護士による最終確認が必要です
- 最終的な法的判断は、必ず人(法務担当者・弁護士)が行ってください

【情報セキュリティ】

- 機密情報・個人情報は匿名化・マスキングを前提に入力してください
- 実名、具体的な金額、固有名詞は伏せ字または架空の例に置き換えてください
- 提供先企業の名称を入力する場合は、AI への入力自体が情報漏洩にならないか確認してください
- 各 AI のセキュリティ設定と利用規約を必ず確認してください

【弁護士法第 72 条との関係】

本プロンプトは「法律事務の代行」を行うものではありません。越境移転の適法性判断は、専門的法律事務に該当するため、最終的な判断・意思決定は、必ず人(適切な権限を持つ者・弁護士)が行います。

【外国法制の変動リスク】

- 提供先国の個人情報保護制度は頻繁に変更されます(例：中国、アメリカ各州法)
- AI 出力で示された外国法制の情報は、出力時点のものであり、最新情報は必ず別途確認してください
- 外的環境の把握義務には、「適切かつ合理的な方法」での継続的な情報収集が含まれます
- 提供開始後も、年 1 回以上の定期的な再確認を推奨します

【経済安全保障上の留意点】

- 政府関係者情報、インフラ関連情報、先端技術情報など、経済安全保障上機微な個人データの海外流出は、個人情報保護法以外の規制(経済安全保障推進法等)にも抵触する可能性があります
- 特に、中国・ロシア・北朝鮮等への提供は、慎重な検討が必要です
- 提供の必要性・代替手段の有無を十分に検討してください